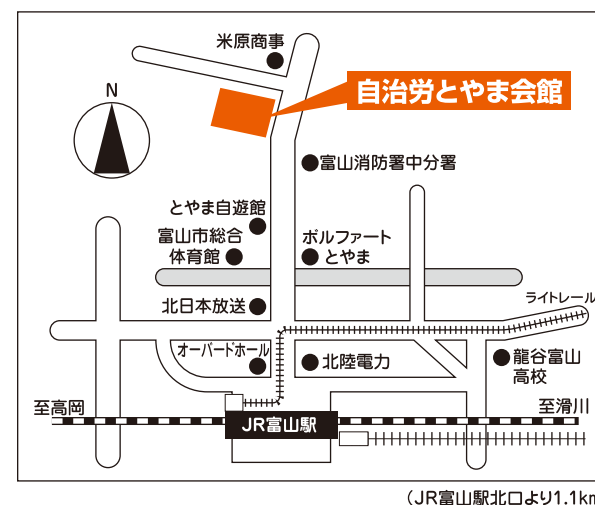




研究会講演
2017年富山県地方財政セミナー
**2017年度政府予算と
地方財政計画を読む**
公益財団法人地方自治総合研究所 研究員 其田 茂樹

活動の紹介
就労継続支援B型“はたらくわ”の発展
公益社団法人富山県地方自治研究センター 理事長 竹川 慎吾

活動の報告
公共交通の現状と新たな課題
富山地方鉄道労働組合 書記長 金山 剛



会議室のご案内

●3階大会議室	定員180人	学校式
●301号室	定員 85人	学校式
●302号室	定員 80人	学校式
●303号室	定員 16人	口の字
●304号室	定員 22人	円卓
●305号室	定員 20人	口の字
●中会議室	定員 51人	学校式
●308号室(和室)	定員 18人	座卓

交通のご案内

徒 歩 / JR富山駅北口より15分
地 鉄 バス / 興人団地行き双葉町下車
駐 車 場 / 100台収容(無料)

一般財団法人 自治労とやま会館

〒930-0804 富山市下新町8番16号
TEL (076) 441-2200(代)
FAX (076) 441-1155(代)
<http://jt-kaikan.org/>

〈視 点〉

自治研活動の意義と目的 ～『自治研とやま』100号を記念して～



公益社団法人富山県地方自治研究センター 副理事長
自治労富山県本部 副執行委員長 三善 康教

1989年12月に第1号が発刊された『自治研とやま』は、本号で100号となりました。100号に際して、改めて、自治労運動から見た自治研活動を考えてみたいと思います。

自治労の組合活動は、1点目は、組合員の賃金・労働条件の維持向上に努め、生活と職場環境の改善をめざすこと。2点目は、組合員が携わる行政運営の内容を質し、地域住民の日常生活の維持向上を図ることの二面性を持っていると言えます。この2点目が自治研活動とも言えます。

現在、各単組は、公務員バッシング、地方行革攻撃、地方交付税の削減攻撃などにより、職員数削減、労働強化や職場・業務の委託化、賃金・労働条件の改善などにさらされており、多くの組合がその対応に追われています。そして、各労組の役員からは、自治研活動をする余裕はないと返事が返ってきます。

組合員も職場内では、日常の業務に追われ、与えられた業務をようやくこなすという実態に追い込まれているようです。こうしたなかで、住民の要望に対しても、必要以上に萎縮して応対しているのではと心配をしています。

しかし、毎日の仕事を続けながら、一人ひとりの組合員は、市民とのふれあい、自らの体験、仕事への不満、他の自治体の新しい試みへの関心など、様々なきっかけで、自分の仕事について考えることがあるはずです。「もっといい仕事がない」「もっとすばいもつと良質な公共サービスの提供ができるのではないか」と思いをめぐらせている人は多いのではないのでしょうか。

こうした思いを繋ぎ、改善を進める運動、つまり職場環境の改善と働きがいをもてる運動が自治研活動です。賃金・労働

働条件の維持改善を求めることと同様に、自治体労組としての任務と言えます。

今日、安倍政権の下で、「公的サービスの産業化」が打ち出され、公務職場に対しては財政面からの締め付けが強まっており、一層の人員抑制や民間委託・公共サービスの切り捨てが進められようとしています。

こうしたなかで、コスト優先の中央からの画一的な行政ではなく、地方の実情に応じた住民目線の行政・公共サービスの確立が求められています。

第1号では、「いるさと創生」や地方中核都市育成などの問題は地方自治を破壊することにならないかと問題視されています。そして自治体の活動は、民主的に、自主的に、そして総合的に推進されねばならないと記述してあります。

つまり、自治体業務の本旨は、①住民が困ったときにその人の立場に立つて考える事ができる、②自分の業務内容が住民のためになっているのか。街の声を職場に反映する、③安心な社会でこそ、応分の負担に応じられる。相互の信頼感の醸成、ではないのでしょうか。

その意味では、自治体の政策が住民に向いているのかどうか。今、行っている業務が、住民に満足感を与えているのかどうかを組合活動として職場からチェックすることが必要になっていきます。

地方切り捨てが進むなかで、自治労として自治体業務の在り方を検証（自治研活動の強化）する必要があります。中央指導の地方自治の形骸化・切り捨てに対して、改めて各単組に自治研活動の意義・目的を拡げる努力をし、活性化に努めていきたいと考えています。

視 点

自治研活動の意義と目的 ～『自治研とやま』100号を記念して～

公益社団法人富山県地方自治研究センター 副理事長
自治労富山県本部 副執行委員長 三善 康教

2

研究会講演

2017年富山県地方財政セミナー

2017年度政府予算と地方財政計画を読む

公益財団法人地方自治総合研究所 研究員 其田 茂樹

4

活動の紹介

就労継続支援B型はたらくわぐの発展

公益社団法人富山県地方自治研究センター 理事長 竹川 慎吾

15

活動の報告

公共交通の現状と新たな課題

富山地方鉄道労働組合 書記長 金山 剛

18



図1 2016年度第3次補正予算の概要 (出所) 財務省ウェブサイト。

(1) 災害対策費 1,955億円

○本年8月末の北海道・東北の豪雨・台風災害等への対応として、災害復旧や、農業支援等を実施。

- ・公共土木施設等の災害復旧等〔1,093億円〕
- ・集出荷場や畜舎・ハウス等の再建支援、次期の作付け支援等〔61億円〕

○熊本地震からの復旧・復興に対して、災害廃棄物の処理費用の不足分等を追加。

- ・災害等廃棄物処理〔281億円〕
- ・グループ補助金の実施〔183億円〕

(2) 国際機関分担金及び拠出金等 1,685億円

○本年度中に実施することが判明した、国際機関等に対する分担金や拠出金を負担（国道PKOや難民支援等）。

- ・国連PKO分担金〔360億円〕
- ・中東における人道・テロ対策・社会安定化支援〔590億円〕

○テロ情勢の悪化を受け、国際機関等を通じて、アジア諸国のテロ対策能力向上の支援を実施。

- ・国連薬物・犯罪事務所拠出金〔14億円〕
- ・世界税関機構拠出金〔9億円〕

(3) 自衛隊の安定的な運用態勢の確保等 1,706億円

○弾道ミサイル攻撃への対応や警戒監視態勢の強化等、自衛隊の安定的な運用態勢の確保。

- ・哨戒機、潜水艦等の装備品の更新・購入等〔1,131億円〕
- ・装備品の維持整備に必要な部品・修理費等〔464億円〕

2017年度政府予算と 地方財政計画を読む

研究会講演／2017年富山県地方財政セミナー（2月14日 自治労とやま会館）

はじめに

ご紹介いただきました其田でございます。毎年度このような機会をお与えいただきありがとうございます。最近では、冒頭に新幹線開業とかそれに伴う富山空港の減便とか外から見えて目立った県内のニュースに触れておりませんが、今回、最も目立っていたのは、残念ながら富山市議会の政務活動費に関する問題であったように思われます。県内全体に不正が蔓延していたわけではないということは承知しておりますが、外から見るに、富山の話題として目立っていたという意味でご理解ください。

例年、東京で自治労本部主催の地方財政セミナーが実施された後で県本部のセミナーが実施されていたようですが、今年度は、昨年度よりも東京でのセミナーが約1週間遅い関係で全国に先駆けて富山でお話しすることになりました。逆にいうと、金曜日に東京でセミナーに参加される方は、この部分については、ここでお話ししたことが重複する点が多くあると思います。また、来年度予算や地方財政計画については、『月刊自治研』2月号で「2017年度国・自治体財政のゆくえ」という特集のもとで解説されておりますので併せてご参照ください。

本日のお話の前身ですが、まず、ここで2016年度第3次補正予算についてお話をした上で、2017年度の政府予算および地方財政計画の内容に関してお話を進めていくことにしたいと思います。まず、第3次補正予算ですが、図1のような概要となっております。新たに追加される歳出6、225億円のうち主要な3つの項目、それぞれ、災害対策費1、955億円、国際機関分担金及び拠出金等1、685億円、自衛隊の安定的な運用態勢の確保等1、706億円となっております。

ところで、政府が補正予算を組むことができるのはどのような場合でしょうか。財政法という法律の29条をみると「内閣は、次に掲げる場合に限り、予算作成の手續に準じ、補正予算を作成し、これを国会に提出することができ。」と定めています。どのような場合に限っているのか

政計画の内容に関してお話を進めていくことにしたいと思います。

というところ、一部省略しながら読み上げますが、まず、「法律上又は契約上国の義務に属する経費の不足を補うほか、予算作成後に生じた事由に基づき特に緊要となつた経費の支出又は債務の負担を行なうため必要な予算の追加を行なう場合」は、補正予算を作成してもよいということになっています。

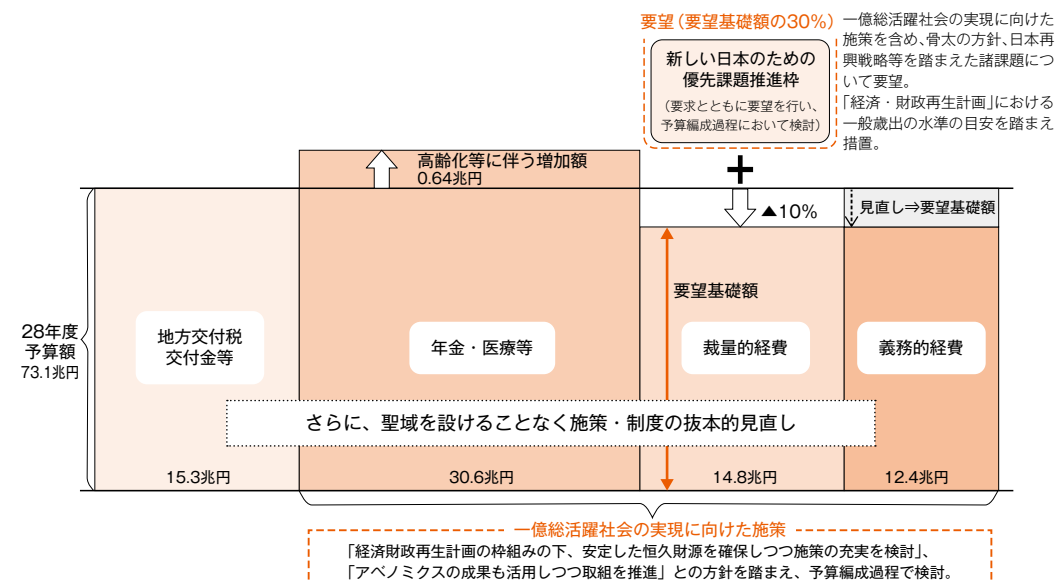
この規定に照らして、図1を確認してみよう。

まず、(1)の災害対策費です。これは、想定外の災害が発生したり、災害廃棄物の処理費が必要になったりしたということと理解できるように思われます。次に、(2)はどうでしょうか。国際機関分担金及び拠出金というのが年度の途中で突然払わなければならないのかどうか、すなわち、前もってわ

公益財団法人
地方自治総合研究所
研究員

其田 茂樹さん

図2 2017年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について (出所) 財務省ウェブサイト。



※1 地方交付税交付金等については「経済・財政再生計画」との整合性に留意しつつ要求。義務的経費については、平成28年度の参議院議員通常選挙に必要な経費の減等の特殊要因について加減算。東日本大震災復興特別会計への繰入は、「平成28年度以降5年間を含む復興期間の復興・復興事業の規模と財源について」に従って所要額を要求。
※2 消費税率引上げと併せ行う充実等その他社会保障・税一体改革と一体的な経費については、社会保障改革プログラム法28条に規定する消費税・地方消費税の収入及び社会保障の給付の重点化・制度の効率化の動向等を踏まえ、予算編成過程で検討。

言が注記されていきましたので、記述がないことがすなわち財源確保されないということにはならないわけですが、これまでは、一定の期間にあつても毎年度同様の記述が本文か注かは別にして記載されていたため、ひよつとすると、一般財源総額確保が困難なのではないかという見方もされました。

「経済・財政再生計画」には、①公的サービスの産業化、②インセンティブ改革、③公共サービスのイノベーションなどが掲げられ、PFIの推進など民間事業者の経済におけるシェアの拡大や、規制改革、経費水準を切り下げるために地方交付税に導入するトツプランナー方式などが盛り込まれています。

それらの中に、徹底した情報開

意、オイルショックのみかどうかは定かではありませんし、それぞれがどのような事柄であつたかを振り返る時間もないわけですが、たとえ、どのような事柄かわからないにしても、それなりに大きな経済上の事件だったということはおそらくご理解いただけるのではないかと思います。

つまり、歴史に残るような大きなショックがないにもかかわらず、税収の見積もりを誤り、それを赤字国債で埋め合わせざるを得なくなったという事態は、「国を危くする」というのです。予算は、単なる収入と支出の予測にとどまらず、政府がどのように行動するかを数字で示しているものともいえ、もともと日本では政府に対する信頼が低く「租税抵抗が強い」などといわれている中で、その予算がいい加減なものであると評価されるということは、ますます国民の租税抵抗を強めてしまうかも知れません。国際的にみれば、租税負担率が低いといわれている日本においては、ここから、2017年度予算の話に移っていきますが、今年度補正予算でもって見積もっていた税収が足りずにその分を赤字国債という借金で埋め合わせたとはい

示、いわゆる「見える化」というものも含まれておりますが、その「見える化」については総務省も取り組んでおり、少しはメリットもあるようです。それは、総務省のウェブサイトにおいて「基準財政需要額及び基準財政収入額の内訳」が公開されるようになったことです。全都道府県と全市町村の基準財政需要額と基準財政収入額が過去3年度分程度ですが費目ごとに明らかにあります。

このことによつて、例えば、学校用務員事務関連の基準財政需要額の推移がトツプランナー方式導入前後で比較可能になり、当該市町村において受けた影響を大まかに知ることができます。

高市早苗総務大臣は、経済財政諮問会議において「トツプランナー方式による基準財政需要額の減少額は441億円で、うち、都道府県136億円、市町村305億円」との発言をしておりますが、このたび公開された統計のみでは、441億円が各都道府県、市町村でどのように分布しているかはわかりません。というのは、トツプランナー方式の導入いかにかわらず単位費用の水準は毎年見直されてお

水艦等の装備品の更新・購入等が必要になる事態は想定しにくいのではないかと考えますがいかがでしょうか。

こうした防衛関係費の「補正直し」というような予算編成は、今年度に限らず、昨年度にもありました。そのことは、昨年こちらでお話した際にも触れたようにも思いますが、ご記憶にありますでしょうか。

さらに、この第3次補正予算には、別の問題も含まれています。それは、先ほどお話しした財政法29条の2項目と関係が深いのですが、2項目には「予算作成後に生じた事由に基づいて、予算に追



加以外の変更を加える場合」と規定されています。第3次補正予算において追加以外のどのような変更が加えられているのかというと、主なものは、税収の減額補正です。すなわち、当初予定していたよりも1兆7、440億円税収が入ってこないで、その分収入を少なく見積もり直したうえで、それらを埋め合わせるために特例国債(赤字国債)を発行するということなのです。

これは、異例のことではありますが、民進党の野田幹事長によりまして、「過去の財政史を見ても、そんなにあるわけではない。近年では7年前のリーマン・ショック。その前はプラザ合意とかオイルショック。今回は大きなショックがあつたわけではない。にもかかわらず税収の見直しを誤って赤字国債を発行せざるをえなくなったのは、アベノミクスが行き詰まっているから。予算や決算という会計が信用されなくなったら、古今東西の歴史をみても、国が危くなる。」(朝日新聞)1月31日)とのことです。

実は、野田さんのこの発言を検証したわけではないので、近年の税収減・赤字国債発行という実績がリーマン・ショック、プラザ合意、オイルショックのみかどうかは定かではありませんし、それぞれがどのような事柄であつたかを振り返る時間もないわけですが、たとえ、どのような事柄かわからないにしても、それなりに大きな経済上の事件だったということはおそらくご理解いただけるのではないかと思います。

つまり、歴史に残るような大きなショックがないにもかかわらず、税収の見積もりを誤り、それを赤字国債で埋め合わせざるを得なくなったという事態は、「国を危くする」というのです。予算は、単なる収入と支出の予測にとどまらず、政府がどのように行動するかを数字で示しているものともいえ、もともと日本では政府に対する信頼が低く「租税抵抗が強い」などといわれている中で、その予算がいい加減なものであると評価されるということは、ますます国民の租税抵抗を強めてしまうかも知れません。国際的にみれば、租税負担率が低いといわれている日本においては、ここから、2017年度予算の話に移っていきますが、今年度補正予算でもって見積もっていた税収が足りずにその分を赤字国債という借金で埋め合わせたとはい

とは記憶にとどめて先を聞いていただければと思います。

2017年度政府予算

1「骨太」と概算要求基準

「骨太」とは、いわゆる骨太の方針、正式には「経済財政運営と改革の基本方針」と呼ばれるものです。2016年版の副題は、「600兆円経済への道筋」でした。基本的には、その前年の「骨太」で掲げた「経済・財政再生計画」の2年目として位置づけられたものであり、それほど、新しさを感じない内容が多くありませんでした。なお、「骨太」の2016年版については、『自治労通信』2016年9・10月号で短いものを書いてありますので、詳細についてご関心の向きには、そのあたりや公開されている本文を手がかりにしたいだけだと思います。

ひとつだけ、地方財政計画との関係でコメントしておくと、2016年の骨太には一般財源総額に関する記述が抜け落ちていました。ただし、「経済・財政再生計画」において、「地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地

表 1 2017年度予算主要経費別内訳（単位：億円）（出所）財務省ウェブサイト。

主要経費	28年度予算 (当初)	29年度予算	増減額	増減率	備 考
国 債 費	236,121	235,285	▲ 836	▲ 0.4%	
一 般 歳 出	578,286	583,591	+ 5,305	+ 0.9%	
社 会 保 障 関 係 費	319,738	324,735	+ 4,997	+ 1.6%	
文 教 及 び 科 学 振 興 費	53,580	53,567	▲ 13	▲ 0.0%	義務教育費国庫負担金の自然減等 ▲18億円
うち科学技術振興費	12,930	13,045	+ 116	+ 0.9%	
恩 給 関 係 費	3,421	2,947	▲ 474	▲ 13.9%	
防 衛 関 係 費	50,541	51,251	+ 710	+ 1.4%	中期防対象経費 + 389億円 (+ 0.8%)、SACO・米軍再編経費等 + 321億円 対名目GDP比：防衛関係費0.926%（中期防対象経費0.885%）
公 共 事 業 関 係 費	59,737	59,763	+ 26	+ 0.0%	
経 済 協 力 費	5,161	5,110	▲ 51	▲ 1.0%	
(参考) O D A	5,519	5,527	+ 8	+ 0.1%	一般会計主体のODA予算は2年連続の増。
中 小 企 業 対 策 費	1,825	1,810	▲ 14	▲ 0.8%	景気回復を反映した信用保証制度関連予算（日本政策金融公庫出資金）の減 ▲32億円
エ ネ ル ギ ー 対 策 費	9,308	9,635	+ 327	+ 3.5%	原子力損害賠償支援勘定への繰入れ 400億円（皆増）
食料安定供給関係費	10,282	10,174	▲ 108	▲ 1.0%	米・畑作物の収入減少影響緩和対策に係る一般会計所要額の減 ▲97億円
そ の 他 の 事 項 経 費	61,193	61,098	▲ 95	▲ 0.2%	
予 備 費	3,500	3,500	-	-	
地 方 交 付 税 交 付 金 等	152,811	155,671	+ 2,860	+ 1.9%	地方税・地方交付税等の地方の一般財源総額について28年度と実質的に同水準を確保。
合 計	967,218	974,547	+ 7,329	+ 0.8%	

注 1）28年度予算は、29年度予算との比較対照のため、組替えをしてある。注 2）計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。
注 3）一般歳出とは、一般会計歳出総額から国債費及び地方交付税交付金等を除いたもの。

間にか、1%を超えていたということになったいく可能性もあると思われる。もう1カ所、エネルギー対策費をみてみましょう。この備考欄には、原子力損害賠償支援勘定への繰入れ400億円（皆増）と記されています。2011年に原子力損害賠償・廃炉等支援機構が設立され、賠償等の資金援助を行っているわけですが、非常に複雑なスキームになっています。実は、このように一般会計から繰入れられることも初めてではないようですが、この皆増した400億円は、原子力災害がなければ一般財源として活用できたお金であることはここで確認しておきたいと思

は具体的にどのようなものを指すのでしょうか。一般歳出や社会保障関係費の伸びを抑えるとともに重要となってくるのが新規に発行する国債の額を少なくすることです。これらを実現するために、来年度予算ではやや無理をしているという印象すらあります。例えば、外国為替資金特別会計の剰余金を一般会計に全額繰り入れるなどして、税収以外の収入を多くすることで新たな借金を少なくする工夫が講じられています。それでも十分ではなく、結局、税収の見積もりも先ほどご覧いただいた第3次補正予算の状況からみるとかなり強気であるといえそうです。この点について12月23日付の日新聞では、「政府はあの手この手で新たな借金の抑制に腐心したが、円安継続を前提とした甘い税収見通しに支えられており、『見せかけ』に近い。トランプ次期大統領の経済政策への期待先行で進む円安の流れが変わる可能性もあり、税収増に頼る安倍政権の財政運営は限界を迎えている」と厳しく指摘しています。

表 2 2017年度の主要な国税の収入概算（単位：億円）（出所）財務省ウェブサイトより作成。

税目	2017年度概算額	補正後→'17年度	2016年度補正後	当初→補正後	2016年度当初
源泉所得税	148,740	2,180	146,560	△ 4,030	150,590
申告所得税	30,740	200	30,540	1,380	29,160
(所得税計)	179,480	2,380	177,100	△ 2,650	179,750
法 人 税	123,910	12,550	111,360	△ 10,970	122,330
相 続 税	21,150	50	21,100	1,890	19,210
消 費 税	171,380	3,370	168,010	△ 3,840	171,850
酒 税	13,110	△ 480	13,590	0	13,590
たばこ税	9,290	60	9,230	0	9,230

れまでは、「骨太」や「日本再興戦略」が中心だったところに「一億総活躍社会の実現に向けた施策」が入ってきたのが今年度の新しさといえるかも知れません。

石井知事は、「平成29年度の税制改正や政府予算案については、これまでの地方の声を受け止め、一定程度地方への配慮がなされた」と評価しているが、国においては、今後とも、東京一極集中の是正をはじめとする我が国の抱える構造的問題の抜本的改革、地方創生をはじめとする『一億総活躍社会』の実現に向けた政策を積極的に打ち出していかれることを期待する。」とのコメントを12月22日にお寄せになっておりますが、一億総活躍社会のなかで、地方創生は、「はじめとされ」ているのでしょうか。

2016年6月2日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」の中に、「10年先の未来を見据えたロードマップ」というのがあり、そこでは、いわゆる「新・三本の矢」と言われた、希望出生率1.8の実現、介護離職ゼロの実現、名目GDP600兆円の実現の3項目について、個別の施策が樹形図のように示されています。地方創生は、これらのうちGDPの施策として取り上げられています。22の施策のうち20番目に挙げられています。もちろん、優先順位の高い順に並べられているわけではないのですが、その内容についても、国の総合戦略等から大きく進んだものではなさそうです。

むしろ、着目すべきは、18番目に取り上げられている「公的サービス・資産の民間開放」なのかも知れませんが、窓口業務の地方独立行政法人への移管を含む地方自治法等の改正や、コンセッション方式を水道事業でも本格的に導入すべく水道法の改正が開催中の国会において準備されているようです。

出増 アベノミクスに綻び」、東京新聞「高額兵器購入防衛費増 安倍カラー暮らしにツケ 医療や介護膨らむ負担」となっています。それぞれの新聞のカラーというか、政府に対するスタンスが垣間見えて面白いのではないのでしょうか。個人的に面白かったのは、日本経済新聞で「アベノミクスに綻び」の見出しに「日経も考えが変わったか」と感じたところでしたが、他の面をみると「社会保障踏み込み不足」との見出しが躍っており、安倍政権の社会保障費の増加抑制は、日本経済新聞からみればまだまだ足りないということのようです。

先ほども少し紹介しましたが、石井知事は、この予算案に対して「これまでの地方の声を受け止め、一定程度地方への配慮がなされた」と評価している」ともコメントしています。知事は、全国知事会の地方税財政常任委員長を務めておられ、『地方税』という雑誌の2017年1月号に「平成29年度地方税制改正について」という論考を寄せています。ご関心がありましたらご参照ください。なお、最近ではまち・ひと・しごと創生本部の「地方大学の振興及び若者雇用等に関する有識者会議」の委

員も務めておられるようです。

来年度予算のポイントとして政府が掲げているのは、「経済再生と財政健全化の両立」を実現する予算ということでした。とりわけ、財政健全化への取り組みを予算に反映させるために苦労が多かったのではないかと印象です。歳出面に関しては、これといって新しい感じは受けませんでした。その歳出の概要を表1から簡単に確認しておきましょう。

繰り返しになりますが、あまり目新しさはありません。防衛関係費を伸ばしつつ、公共事業費は減らないように配慮しているという例年見受けられるような増減といった良いと思われま

表3 公共施設等適正管理推進事業費の対象事業と概要 (出所)「平成29年度地方財政計画の概要」より作成。

対象事業	(新規)	概 要	地方債の充当率等
① 集約化・複合化事業		延床面積の減少を伴う施設の集約化・複合化事業	充当率90% 交付税措置率50%
② 長寿命化事業	○	(公共用建物)：施設の使用年数を法定耐用年数を超えて延伸させる事業 (社会基盤施設(道路・農業水利施設))：所管省庁が示す管理方針に基づき実施される事業	充当率90% 交付税措置率30%
③ 転用事業		施設の他の用途への転用事業	
④ 立地適正化事業	○	コンパクトシティの形成に向けた長期的なまちづくり	
⑤ 市町村役場緊急保全事業	○	1981年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の市町村の本庁舎の建替え事業等	充当率90% (交付税措置対象分75%)、交付税措置率30%
⑥ 除却事業		－	充当率90%

②長寿命化事業、④立地適正化事業、⑤市町村役場緊急保全事業の3事業です。また、新規事業ではありませんが、⑥の除却事業は、地方債の充当率がこれまでの75%から90%に引き上げられることになりました。それぞれの事業の内容に関して細かくコメントしてい

うことになり。今年度から来年度にかけて何か所得が増えそうな予感はしますでしょうか。消費税については、今年度は途中で3、840億円減少すると補正したものが、来年度は、ほぼ今年度の当初並みの税収が見込まれており、法人税に至っては、今年度途中で1兆円以上の減額補正を行ったにもかかわらず、来年度は、今年度当初を上回る税収が見込まれています。

このような税収が実現できるような見通しはわたしには困難なところですが、政府は可能だと考えた、あるいは、このような税収を見積もらないと、新規国債発行を減らせなかった、いずれかはわかりませんが、トランプ政権への期待で企業収益が伸び、消費が増える」と判断しているとすれば、やや不安になるところです。

さらに問題なのは、この税収見通しがやはり過大であって、来年度中に税収を減額する補正予算とともに年度中に赤字国債を発行するようなことになる、政府に対する信頼がますます失われ、必要な政策を実行するための財源を確保するのがさらに難しくなるということです。

2017年度地方財政計画

1 地財計画の概要

①歳入面を中心に

ここまでで、かなり時間を使っています。以下、なるべくスムーズに来年度の地方財政計画についてお話をしたいと思っています。地方財政計画が閣議決定されたのは2月7日のことでした。地財計画は、地方交付税法第7条に基づいて作成される地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類であり、国会に提出するとともに、一般に公表するものです。この前段に、地方財政対策というのがあって、そこで、財務大臣と総務大臣が来年度の地方の財源不足について折衝するわけですが、その地財対策を合意した際の発言が、「前年度からの繰越金がないため、近年にない大変厳しい状況」、「概算要求時点で見込まれた地方交付税の減と臨時財政対策債の増を可能な限り抑制するとともに、一般財源総額を確保することを使命」とするというものでした。実際に、地財対策・地財計画の資料をみると、「参考」として、概算要求時点の地方交付税と臨時財

政対策債の額が示され、地方交付税は7,000億円減少するところを3,000億円の減少にとどめ、臨時財政対策債は、9,000億円増加するところを3,000億円の増加にとどめていることがわかるようになっていきます。このようなことは初めてのことで。

国の予算と同様に地方財政においても「あの手この手」でこのようなことが可能になっているのですが、その一端を紹介しておきたいと思います。

まず、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金というのを新たに3年間で8,000億円、今年度は4,000億円活用することになりました。この公庫債権金利変動準備金は、国の公営企業金融公庫の資産・債務を機構が継承する際に既往の政府保証債等の借換えリスクに備えるためのものですが、総務大臣と財務大臣が機構の業務に支障がないと判断した際には取り崩して国に帰属させることができるものです。いくらまで切り崩したら機構の業務に差し支えるのかという具体的な水準は定かではありませんが、専門のアナリストによれば、今回の国庫への納付によって地方債の信用に与

える影響はきわめて限定的であるとのことでした。活用できる資金があるなら、ちまちま使うのではなく、臨時財政対策債を解消するくらい使えればいいのですが、そうもいかないものようです。

次に、地方交付税特別会計から借りているお金を毎年度返しているのですが、その返し方を変更しました。今年度4,000億円返し、来年度は5,000億円に増やす予定だったのですが、それを4,000億円に据え置くことで1,000億円の財源が生まれたことになっているのです。返済の全体的なスケジュールも見直されました。

このような財源対策の推移は単年度だけを見てもなかなかわかりにくいので、是非『月刊自治研』2017年2月号の29頁の表などをご参照ください。

②公共施設等適正管理推進事業費など

次に、地財計画の支出面についていくつかみておきたいと思っています。最初に取り上げるのは公共施設等適正管理推進事業費ですが、これは、今年度までの公共施設等最適化事業費に新たな項目を追加したものです。対象事業等は表3に整理したとおりですが、来年度から新規に対象事業となるのは、

時間的な余裕はなさそうですが、注目すべき事業を挙げるとすれば、⑤の市町村役場緊急保全事業でしょうか。これは、表3にあるとおりですが、熊本地震で役所の庁舎が被災して使えないという事態に陥ったことを教訓としているようです。

この事業の特徴はどうか、他の事業にも当てはまることとなりつつありますが、やたらに「計画」が必要なことではないかと思われる。地財計画の資料によるとこれらの事業は、公共施設等総合管理計画に基づいて実施される事業であることに加え、①から③については、個別施設ごとの長寿命化計画(個別施設計画)において、明確に位置づけられるもの、④は、

立地適正化事業に基づく事業であること、⑤は、個別施設計画に基づく事業であって、建替え後の庁舎を業務継続計画に位置づけるものであること、といった具合です。地財計画の資料では、⑤について注記があり、「地方債の充当残については、基金の活用が基本」と書かれています。これは、財務省やその審議会から地方自治体の基金が積み上がっていることへの批判が出ていることに回答しようとしているのかも知れません。

これらの事業は地方財政計画上、投資的経費の単独事業に位置づけられるものですが、事実上、国にお伺いを立てて費用負担を求める補助金と大差なくなっているように感じます。

同じく、投資的経費の単独分として緊急防災・減災事業費があります。この事業は、今年度までの予定だったものを一部拡張しながら期間も2020年度まで延長するものです。新たな対象事業としては、指定避難所における避難者の生活環境の改善のための施設としてこれまでは空調等が対象だったのですが、Wi-Fiが対象になりました。もう、Wi-Fiは生活環境に不可欠なインフラになりつつあるという感じがします

ね。このほか、Jアラートの情報伝達手段の多重化や消防の共同化に伴う高機能消防指令センターの整備が新規事業であるようです。

③その他の歳出

ここから、その他の歳出というくくり方をしてありますが、公共施設等適正管理推進事業費、緊急防災・減災事業費はそれぞれ投資的経費に関する部分でした。地方財政計画の歳入歳出一覧は文末に通常収支分を添えておきますが、まず、通常収支分と東日本大震災分に分かれています。そのうち、通常収支分の歳出は、先ほど取り上げた投資的経費のほか、給与関係経費、一般行政経費、地域経済基盤強化・雇用等対策費(これを歳出特別枠と呼んでいます)、公債費、維持補修費、公営企業操出金、不交付団体水準超経費がありますが、これらのうち、歳出特別枠と一般行政経費の一部、そして、給与関係経費を取り上げていこうと思います。

まず、歳出特別枠についてです。現在、地域経済基盤強化・雇用等対策費のことを歳出特別枠と呼んでいます。これは、リーマン・ショックが起こったときにいわゆる「危機対応モード」として設けられたもので、近年では、「平時モ

は税収が伸びたことがその原因であつたという話をご紹介したように、制度としては間違つたものであるけれども、その自治体の地方交付税収入に実際にどの程度影響しているかというのを検証しにくいという問題もあります。

そもそも、トップランナー方式というのは、省エネルギーの基準として導入されたもので、燃費や消費電力に関して、現状最も優れた製品を基準として次の製品を開発しようという趣旨のものでした。コストのみで判断することが不適当である公共サービスにこうした基準を持ち込むこと自体誤っているのはいうまでもありません。学校給食を例にとると、実は、実際の学校給食費は、給与費から委託料への費目の変更は行われていますが経費水準が据え置かれていません。したがって、例としての適切さにやや欠けるのですが、多少お金をかけても食育や児童生徒の栄養のことを考えて地産地消の学校給食を実施するより、最低限のカロリーが確保されただけで経費の安いサプリメントを提供する方がトップランナーである。という考え方になりかねないのです。

このような、トップランナー方式ですが、来年度は新たに2つの

事業について導入されることになりました。ひとつは、青少年教育施設管理における指定管理者制度の導入、もうひとつは、公立大学運営における地方独立行政法人化です。なお、青少年教育施設管理は、都道府県のもののみが対象となります。

これらの事業に関して、富山県内の状況はどのようなになっているのでしょうか。総務省のウェブサイトに、「地方行政サービス改革の取組状況等に関する調査（平成28年3月25日公表）」というのがあるのですが、これも、エクセルの状態で個票が公開されています。それをみると、青少年教育施設に近い項目として合宿所、研修所等（青少年の家を含む）というのがありますが、富山県内のふたつの施設はすでに指定管理者制度が導入されていますし、富山県立大学もすでに公立大学法人として運営されているようです。したがって、勘違いから慌てて指定管理者導入や法人化に走るということにはなさそうです。

あらためて、トップランナー方式が入ろうが入るまいが、その事業をどのように進めるかを判断するのは自治体であり、議会を通じて決定するというのを確認しておきたいと思います。わたしのい

うことだけでは不足でしたら、総務省自治行政局長が2016年2月に行った、「地方交付税は一般財源でございまして、各地方公共団体が対象となる業務をどのように実施するかは、地域の実情等を踏まえて自主的に判断されるものでございます。」「どのような対応をするかということはいくまで各地方公共団体が判断すべきものと考えているところでございます。」という国会答弁をご紹介します。

給与関係経費は、総額でみるとマイナス0.0%と減少しているのですが、退職手当を除くと0.5%の増加となっています。人事院勧告の水準を上回って伸びているようです。このように、退職手当を除くと給与関係経費が伸びるというのは今年度も同じ傾向だったのですが、来年度これまでと違う傾向のものが出現しました。それは、表4で確認できますが、計画人員において一般職員が増加に転じたということです。

表4だけを見ると、消防職員の計画人員が全く変わっていないことであるとか、一般職員が増えたといってもごくわずかであるとか、全体としてはまだまだ減少しているとかいろいろなご意見はあ

表4 給与関係経費計画人員の推移 (出所)「地方団体の歳入歳出総額の見込額」各年度版より作成。

	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
一般職員	△ 27,444	△ 9,511	△ 10,305	△ 9,577	△ 1,555	△ 2,637	128
消防職員	0	0	0	0	0	0	0
警察官	833	626	545	0	1,020	994	986
非義務教育教員	△ 609	13	△ 830	254	△ 700	△ 115	△ 2,053
義務教育教員	1,597	△ 2,036	△ 2,253	△ 3,639	△ 2,785	△ 3,142	△ 1,961
計	△ 25,623	△ 10,908	△ 12,843	△ 12,962	△ 4,020	△ 4,900	△ 2,900

ド」に戻りつつあるということで、廃止を求められている費目です。

一般財源の総額を確保するという立場からは、削減に應じつつ、それに相当する金額を一般行政経費の中に計上することで対応してきました。来年度も投資的経費や一般行政経費で確保された金額分を減額することで、歳出特別枠を

減らしつつ全体を確保するという手法がとられています。

この点に関しては、「平時モード」へ移行する過程においてやむを得ないと評価してきましたが、『月刊自治研』2月号の飛田論文では、留意点が指摘されています。というのは、この歳出特別枠に計上された経費は、地方交付税算定

の際に段階補正が高く見積もられていることから、小規模自治体にとって有利な需要項目となっているのです。

したがって、この歳出特別枠が削られて一般行政経費等に置き換わるということは、小規模自治体にとっては、基準財政需要額の算定上不利になる可能性があるということを意味するのです。先ほど、「見える化のメリット」として評価した「基準財政需要額及び基準財政収入額の内訳」を用いて、歳出特別枠に対応する費目（地域経済・雇用対策費）が基準財政需要額の個別算定経費に占める比率を計算して比率が高くなっている自治体は、一般行政経費につけかわることの影響も大きく受けていると推測することができそうです。

次に、一般行政経費に関してですが、ここでは「社会保障の充実」について取り上げてみたいと思います。とはいえ、わたし自身が社会保障に明るくないこともあり、現段階の情報で評価するのは難しいところなのですが、一般行政経費全般の動きとして、補助分の数値が伸びて、単独分の数値が縮んでいることに留意しておく必要があると思われる。おそらく、保育士・介護人材の処遇改善を例に

取ると、これらの事業の多くは公立で行われているわけではなく民間によって担われているため、処遇改善のための補助金のうち地方自治体の負担になる部分が補助分として計上されているということではないかと思われます。

しかし、単独分が減少しているということは、それらの経費を賄った結果、これまで地方自治体が行ってきた事業の何かに影響を及ぼしているとも考えられるわけです。もともと、こうした社会保障の充実には、消費増税と同時に行う予定のものを前倒しているわけですが、前倒して実施するにあたって、他の事業に影響が及んでいるとすれば本末転倒なのではないでしょうか。

給与関係経費の話題に移る前に今年度導入されたトップランナー方式に触れておきたいと思います。みなさんの自治体では影響があつたでしょうか。というのは、これも「見える化」のところでお話ししましたが、トップランナー方式の影響を正確に取り出すというのは実は、かなり難しいことなのです。このことについては、先ほど「トップランナー方式のせいである自治体では交付税が減った」ということで、よく調べてみると、実



減らしつつ全体を確保するという手法がとられています。

この点に関しては、「平時モード」へ移行する過程においてやむを得ないと評価してきましたが、『月刊自治研』2月号の飛田論文では、留意点が指摘されています。というのは、この歳出特別枠に計上された経費は、地方交付税算定の際に段階補正が高く見積もられていることから、小規模自治体にとって有利な需要項目となっているのです。

したがって、この歳出特別枠が削られて一般行政経費等に置き換わるということは、小規模自治体にとっては、基準財政需要額の算定上不利になる可能性があるということを意味するのです。先ほど、「見える化のメリット」として評価した「基準財政需要額及び基準財政収入額の内訳」を用いて、歳出特別枠に対応する費目（地域経済・雇用対策費）が基準財政需要額の個別算定経費に占める比率を計算して比率が高くなっている自治体は、一般行政経費につけかわることの影響も大きく受けていると推測することができそうです。

次に、一般行政経費に関してですが、ここでは「社会保障の充実」について取り上げてみたいと思います。とはいえ、わたし自身が社会保障に明るくないこともあり、現段階の情報で評価するのは難しいところなのですが、一般行政経費全般の動きとして、補助分の数値が伸びて、単独分の数値が縮んでいることに留意しておく必要があると思われる。おそらく、保育士・介護人材の処遇改善を例に

かける一方で、計画人員は増加させたということは、先ほどの国会答弁にあるように個々の自治体の判断が問われるということも意識する必要があるのではないでしょう。人を減らせば交付税が増えると思ったというような誤解に關して、総務省が責任を持ってくれるということはあり得ないということでもあると思われま

まとめに代えて

まとめの部分で触れようと思っていたトップランナー方式についてすでにお話ししましたので、あまりお話しすることもないといえないのですが、ここ数年の地方財政計画を観察してきた感想めいたお話を若干したいと思います。それは、地方財政計画では、一般財源総額確保が強調されるわけですが、そもそも一般会計ってなんだろう、ということが問われているのではないかと疑問が年々大きくなっているような気がするのです。『地方財務』2017年2月号の中で小西砂千夫先生も「地方財政計画の歳出のうち、地方の裁量権が比較的広くある一般行政経費の単独分の動きが注目されます。地方自治体の予算編成の自由度に

直結するからです」と書かれていますが、この単独分が縮みながら、総務省では一般財源総額を確保したといっている、ということの意味をどのように捉えたいのだろうかと考えられます。『月刊自治研』2017年2月号にわたしが書いた原稿は上手く表現できていないと思うのですが、そのような

気持ちから執筆しました。最後に、2017年度の注目事項として、3月上旬にも閣議決定されて国会に提出される予定の「地方自治法等の一部を改正する法律」を挙げておきたいと思っています。これは、いわゆる窓口業務をアウトソーシングするために、地方独立行政法人の業務の中に窓口

業務を加えるという事柄を含んでおり、窓口業務自身は、トップランナー方式導入が検討されている事業でもあるため、法律案の本身や審議の動向に注目する必要があります。以上で、わたしからのお話を終わりたいと思います。ありがとうございました。

表5 地方財政計画歳入歳出一覧(通常収支分)(単位:億円、%) (出所)「平成29年度地方財政計画の概要」

区 分		平成29年度 (A)	平成28年度 (B)	増減額 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B)
歳入	地方税	390,663	387,022	3,641	0.9
	地方譲与税	25,364	24,322	1,042	4.3
	地方特例交付金	1,328	1,233	95	7.7
	地方交付税	163,298	167,003	△ 3,705	△ 2.2
	国庫支出金	135,386	132,184	3,202	2.4
	地方債	91,907	88,607	3,300	3.7
	うち臨時財政対策債	40,452	37,880	2,572	6.8
	うち財源対策債	7,900	7,900	0	0.0
	使用料及び手数料	16,184	16,247	△ 63	△ 0.4
	雑収入	42,370	41,643	727	1.7
	復旧・復興事業一般財源充当分	△ 77	△ 79	2	△ 2.5
	全国防災事業一般財源充当分	△ 225	△ 589	364	△ 61.8
	計	866,198	857,593	8,605	1.0
歳出	一般財源除く)	620,803	616,792	4,011	0.7
	(水準超経費除く)	602,703	602,292	411	0.1
	給与関係経費	203,209	203,274	△ 65	△ 0.0
	退職手当以外	186,737	185,807	930	0.5
	退職手当	16,472	17,467	△ 995	△ 5.7
	一般行政経費	365,590	357,931	7,659	2.1
	補助	197,809	190,004	7,805	4.1
	単独	140,213	140,374	△ 161	△ 0.1
	国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	15,068	15,053	15	0.1
	まち・ひと・しごと創生事業費	10,000	10,000	0	0.0
	重点課題対応分	2,500	2,500	0	0.0
	地域経済基盤強化・雇用等対策費	1,950	4,450	△ 2,500	△ 56.2
	公債費	125,902	128,051	△ 2,149	△ 1.7
出	維持補修費	12,621	12,198	423	3.5
	投資的経費	113,570	112,046	1,524	1.4
	直轄・補助	57,273	57,705	△ 432	△ 0.7
	単独	56,297	54,341	1,956	3.6
	うち緊急防災・減災事業費	5,000	5,000	0	0.0
	うち公共施設等適正管理推進事業費 ※平成28年度は公共施設等最適化事業費	3,500	2,000	1,500	75.0
	公営企業繰出金	25,256	25,143	113	0.4
	企業債償還費普通会計負担分	15,863	15,905	△ 42	△ 0.3
	その他の	9,393	9,238	155	1.7
	不交付団体水準超経費	18,100	14,500	3,600	24.8
	計	866,198	857,593	8,605	1.0
	(水準超経費除く)	848,098	843,093	5,005	0.6
	地方一般歳出	706,333	699,137	7,196	1.0

活動の紹介

就労継続支援B型 はたらくわの発展



公益社団法人
富山県地方自治研究センター
理事長
竹川 慎吾さん

新しい総合特別区域法に基づいて、富山県に「とやま地域共生型福祉推進特区」が認められ、その対象として「はたらくわ」が開設されたのは2013年4月でした。本誌ではNo.85号(2013年7月)で、「障がい者の新しい就労形態」として紹介しました。あれから4年が過ぎ、今回はその後の「はたらくわ」の活動を取材しました。

今回は、サービス管理責任者の山口賢一さん、福祉施設の統括責任者の谷口千恵子さん、そして「はたらくわ」の利用者から施設職員として一般就労に従事することになった末村遥菜さんに話を伺うことができました。

◆「はたらくわ」の仕組み

〓NPO法人このゆびとーまれ〓に、就労継続支援B型のサービスを提供する組織「はたらくわ」を設置する。利用者定員は20名、職員はサービス管理責任者1名、職業指導員1名、生活指導員2名が配置される。

〓このゆびとーまれ〓は、富山県下のとやま型デイサービス協議会の中心的存在であり、協議会に参加する福祉施設に障がい者の受け入れを呼び掛け、施設外就労の場を提供してもらう。利用者はすべて施設外就労であり、自宅から当該の福祉施設に通って就労しつつ訓練を行う。したがって「はたらくわ」は作業所を持つことなく、4名の職員が、利用者が所属する

福祉施設を巡回して指導に当たる。受け入れる福祉施設には一人につき1ヶ月20,000円が給付され、福祉施設は当事者の能力や作業量に応じて工賃を支払う。

◆受けいれ事業所の理解

当初、利用者15名、福祉施設10事業所で始まったが、この4年の間に利用者は最大23名まで増え、現在は19名、21歳から60歳まで、7事業所で実施中である。利用者数は4月からまた増える予定で、事業所も新しい福祉施設が1ヶ所増える。

- 以下の受けいれ事業所はすべて富山型デイサービスである。
- 〓このゆびとーまれ2事業所〓富山市富岡と茶屋
 - 〓ふるさとのあかり〓富山市四方荒屋
 - 〓やまゆり〓富山市中布目
 - 〓ありがた家〓富山市八尾町
 - 〓わくわく小矢部〓小矢部市
 - 〓ひらすま〓高岡市
 - 〓カエルの子(4月より)〓朝日町



「はたらくわ」が設置されているNPO法人「このゆびとーまれ」



月岡デイサービスセンターやまゆり

学校高等部の在学中に、介護職を希望して、今働いている『やまゆり』と大きな老健施設とで実習を行った。発達障がいのある彼女は記憶が苦手で、顔と名前がなかなか覚えられないので、大きな施設よりも、自宅にも近く規模も小さく家庭的なこのやまゆりで働くことを希望し、B型だけ『はたらくわ』で支援を受けながら訓練をしていくことを選んだ。初めて働くためには、彼女の選択は妥当だったようである。

施設の谷口さんは、受けいれに当たって、実習で知っていたとは言え、働くとなると別だろうと思ったが、現場のスタッフが彼女を知っていることが心強く、そして彼女の意志が確固としていて可能性を強く感ずることができたと言う。さらには困った時には『はたらくわ』が相談に乗ってくれることも心強く、不安の部分が『はたらくわ』によってカバーされ安心できた。

彼女が小学2年の時に診断を受け、6年の時に告知を受けた。その時は、以前に軽いじめめ経験していたので、『ああ、そうだったのか』と納得できたという。家族の理解と支援も大きかった。メモを取る習慣も教えてもらった。ただ排泄介助は自分には無理だと伝えた。谷口さんによれば、自分の苦手なことを勇気を出して言ってくれたことが良かった、と言う。介助の仕事はいろいろある中で、できないところは他のスタッフがカバーしていけばいいと考えた。彼女は自分のことが分かっている。努力すべきことは自分で努力していく。無理なく成長していったければいい、と言う。

末村遥菜さんの成長していく姿は、これからも続いていきます。『はたらくわ』とやまゆりは、その自然で素直な出発点を作ってくれました。みなさんの話を楽しく聞くことができました。これからさらに発展していけることを期待しています。ありがとうございます。



やまゆりで正規職員として働く末村さん

自分から進んでスタッフに分からないことを教えてもらい、メモを取って記憶する。

彼女によれば、お年寄りから人生経験の智慧を受け取るのが楽しいそうだ。旬の食材と調理法を教

参加する利用者にとっては自宅から通える地元の福祉施設が望ましく、したがって利用者が増えれば事業所も広い範囲に分散するため、巡回指導が大変になる。毎日訪問するのが原則だが、4名の職員では無理のようだ。もちろん利用者側あるいは事業所側から、何らかの相談があれば、当然訪問して相談に応じ、時には両者の間に入って問題の解決に当たることになる。

事業所側にとっては『はたらくわ』の存在はきわめて重要で、知的障がい者の場合にはあまり問題は生じないが、とくに発達障がい者で障がいへの自覚があまりない場合に困難な事態が生じやすいという。そんな時に『はたらくわ』（職員）さんがやってくると、当事者たちは顔つきが良くなり仕事もはかどるという。障がい者にとっては、自分のことを理解してくれる人には心も開かれ、気持ちも軽くなるようだ。

障がい者自身の自覚と事業所の理解と、問題が生じた時の適切な対応とが『輪』になって繋がる時、一般の事業所でも不安なく障がい者が活動できるようになると言えよう。

◆就労の場は生活空間

富山型デイサービスでは、高齢

者だけではなく障がい児・者や幼児も受け入れている。そこはそうした人々の日常的な生活の場であり、求められている作業は、調理、配膳、掃除、洗濯、介助など障がい者にとっては生活訓練そのものであり、集まってくる人々との交流の場でもある。そこで身に付けていく能力は、自分自身の生活能力を高めていくことに繋がっており、優れた生活自立への訓練である。無理のない自然な交流が重なっていけば、その場に溶け込んでいって、コミュニケーション能力もスムーズに育っていくだろう。人の役に立つ仕事をするこの喜びも湧いてくる。

利用者によってはパソコンを利用できる人もいて、送迎計画を立てたり、写真の整理をしている人もいるという。

その人が持っている能力を発揮し、苦手なところは無理せず他の人に委ねることができるのは、障がい者にとっては安心できることだろう。そういう相互理解が成り立てば、障がいがあっても働くことができるのである。

◆経済的自立

利用者の月間収入は平均40,000〜45,000円、本人の能力

によつては最高70,000円の人もある。経済的自立とまでは行かなくとも、障がい年金を給付されている場合には、自立も可能である。さらに能力を高めていくことによつて、施設職員となっていくことも可能である。『はたらくわ』の試みはそんな希望にも繋がっている。

◆利用者の募集

この4年間には辞めていった人もいる。就労継続支援B型であるため収入が低いとか、障がいを受け入れることができなくて去っていく人があったという。

支援学校の卒業生の募集にも同じような事情があるようである。B型だからと低く見ようとする意識が妨げる。それは本人にも家族にも言えるだろう。しかし障がいとありのまま受け入れて、そこから一歩一歩成長していく過程が大切だろう。『はたらくわ』では、その成長過程を大切にし、結果を評価してくれる。それが収入の増加にも繋がっていく。

なお、『とやま型デイサービス・特別支援学校連携協議会』が年6回開催されている。富山県下の支援学校の校長や先生、教育長も参加し、見学会や研修会も含めて、

相互の理解と改善のための協議を行っている。困難事例の研究や音楽療法の講習も行われた。本人や家族の見学会も年4回実施の予定で、この特区の意義を広く知ってもらいたいと言う。サービス管理責任者の山口さんは、もっと多くの人が参加してくると思っていたが、若い人の参加が少ないと言う。PRの不足、B型ゆえに一般就労が目指しにくいという先入観が、妨げになっているようだ。

◆『はたらくわ』の交流会

ばらばらに就労している『はたらくわ』の利用者たちが、一堂に集まって交流する場を作っている。バス旅行やマナー講習会をみんなで行っている。参加者には大きな楽しみの一つで、同じ障がいを抱えている者同士が気兼ねなくつきあえる場として、友だちが増えていく。

◆末村遥菜さんの場合

『はたらくわ』から一般就労に移行していった人が2人いるというので、月岡デイサービスセンター・やまゆりを訪問し、末村遥菜さん（21歳）に話を聞いた。彼女は、富山県立富山総合支援

えてもらいうのが楽しいと言う。

将来の希望を聞いたところ、開口一番「一人暮らしをしたい」ということでした。それから男女7人組のスーパーパフォーマンズグループAAA（トリプル・エー）を追ったけたいそうだ。それから、『はたらくわ』の交流会が、感情を素直に出し合える仲間との付き合いの場として、素敵だということでした。

末村遥菜さんの成長していく姿は、これからも続いていきます。『はたらくわ』とやまゆりは、その自然で素直な出発点を作ってくれました。みなさんの話を楽しく聞くことができました。これからさらに発展していけることを期待しています。ありがとうございます。



活動の報告

公共交通の現状と 新たな課題

輸送格差と取り巻く環境

大手民営鉄道（以下、民鉄）では、雇用改善による通勤定期利用者の増加や国内外の観光客増加等から、3%近い輸送人員の増加がみられるものの、地方民鉄においては減少に歯止めがかりません。

地域住民の日常生活を支える公共交通機関として経営努力を重ねていますが、人口減少と都市部への流出の影響を受けて、輸送人員・営業収益とも下がり続けています。ここ数年、下げ止まり感もあつたのですが、回復に特効薬はありません。乗合バス事業においても同様に、大都市部とその他地域の差が拡大しているのが現状です。

したがって、今や地方では、公共交通を維持存続することは、国や自治体の支援なくして、成り立たないといえます。安全運行確保の観点からも対策が急がれています。

富山においては、一昨年に開業した北陸整備新幹線は県内産業を元氣付けるビッグニュースとなりました。当然、私どもの富山地鉄グループ（以下、グループ）においても良い影響を受けました。加えて、昨年の3月期には近5年の中で軽油取引が最安値を付けたことから、自動車事業を中心に収支を助ける材料にもなりました。

しかし、以降、軽油はじわじわと値を戻し、本年2月では昨年同期でリッターあたりの実売価格が14円上昇しております。グループ

全体で年間約1,000万リットル使用していますので、値動きは経営に大きな影響を与えます。軽油には、仮に小売価格が100円であったとき、そのうち軽油取引税や消費税などが約40%含まれています。公共交通だからといって優遇はありません。

公共交通の役割とジレンマ

東日本大震災から5年が経過しました。まだまだ復興には時間がかかるようです。直後は各地の鉄道路線は大打撃を受け機能が停止し、首都圏では大量の「帰宅困難者」が発生しました。この「帰宅困難者」という言葉も、このとき呼ばれるようになったのではない

でしょうか。

また、高速道路も全て通行止めとなり、主要な国道も寸断されました。しかしながら、大きな打撃を受けた常磐自動車道の上り線が僅か6日で再現されたことは、国内外から驚嘆の声が上がりましたが、あらためて交通インフラは「ライフライン」であると強く感じたところではあります。

生活路線といわれながら、鉄軌道・バス事業は少子高齢化のなか、通勤・通学客の減少から路線維持が難しくなっています。鉄道や乗合バスの事業性を保つため、やむなくダイヤを削るなどとした結果、不便さから中学校や高校では通学バスの自主運行が増加するなど、より利用者の減少を招くことも発生しています。

この間、事業者労使は路線やダイヤの削減・撤退は県民の「移動する権利」、特に交通弱者と呼ばれる「高齢者や学生」の足を奪いかねないとして、あらゆる労務政策によって従事者の労働条件を下げながらも、事業と職場の存続に努めてきました。公共交通に従事することを生業としながらも生活者でありますので、ジレンマを感じ

じざるを得ません。

兆し

日常の買い物に不便を感じているとされる高齢者の割合を、経済産業省は16.6%と推定し、60歳以上人口から比率計算した「買い物難民数」は約600万人程度と算出しています。2030年の総人口は1億1,522万人、60歳以上人口は4,485万人と見込まれていますので、この60歳以上人口に「買い物難民定数（16.6%）」を掛けると、745万人となる計算になります。

つまり、20年後には、国民の15.5人に一人が買い物難民化することとなるというのです。「難民」という言葉が多用されることには違和感もありますが、このような事態に至ったことから、乗合バス事業における路線の維持については、交通空白地帯と、この買い物難民の解消がクローズアップされはじめています。

国はいま、公共交通利用促進と路線維持に向け、交通政策基本法にもとづく交通政策基本計画を策定し、交通の確保を地域の関係者



富山地方鉄道労働組合
書記長

金山 剛さん



による協働計画をつくるよう求めています。公共交通を中心とするまち作りを進めようとしているのです。一つひとつには課題がありますが、社会構造の転換へ繋がる動きに期待がかけるところです。

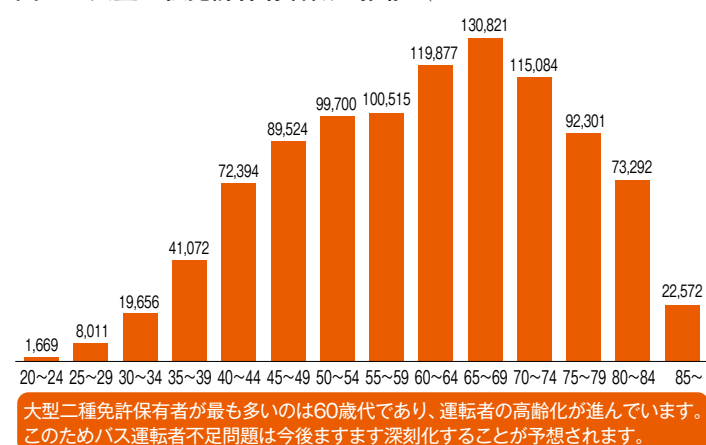
規制緩和と安全緩和

バス事業は公共性が高く、安全性を担保しなければならない観点から、長らく需給調整規制が行われてきました。しかし、規制で守られていることが、効率やサービスが悪いとの声が上がったことで、規制緩和によって事業者間の競争を促進することとなりました。

2000年に貸切バス事業が先行して規制緩和され、従来の需給調整規制を前提とした免許制を廃止、許可制に移行したのです。加えて、運賃の設定に関しても多様な設定ができることとなったことから、貸切バス事業への新規参入が爆発的に増え、一気に過当競争の状態となりました。

都市間ツアーバスの利用者は、2005年には約21万人でしたが、新規参入事業者が増え、2010年には約600万人が利

図2 大型二種免許保有者数の推移（運転免許統計より）



要員不足問題は、交通事業者者全てに共通する課題であり、「職業運転士は長時間労働」が代名詞となっています。また、技術の伝承・継承など、安全輸送にかかわる課題ともなっています。特記すべきなのは、自動車運転士に必要な大型二種免許の取得者が減少し、最新の運転免許統計では、20歳から39歳が約7万人であることに比べて、40歳から59歳が約36万人、そして50歳以上が約75万人であり、60歳代が最も多い層となっていることです（図2）。今

さらに、年次有給休暇の取得実績は、最高の鉄軌道運転士で約80%、貸切バス運転士で約60%となっています。従事者の健康確保の点からはもちろんですが、そもそも不規則な労働環境であることから、家事・育児といった生活の時

働経済動向調査（2016年8月）によると、正社員等労働者の過不足状況は、特に「運輸業・郵便業」「医療・福祉」「学術研究、専門・技術サービス業」「建設業」で顕著にあるとしています。

不足する職業運転士

間や地域での活動の時間など、ワーク・ライフ・バランスに縁遠い状態を改善しなければなりません。

職業運転士として働く方が全国的に減少しています。自動車・鉄軌道運転士の要員不足は慢性化して久しく、このことが時間外労働を助長し、過労死ラインを超えているとの声も聞かれることがあります。

従事者の現状と課題

産別の2015年度労働時間等実態調査をみると、年間総実労働時間は、依然として全職種で2,000時間を超えています。表1は、鉄軌道・バス従事者の労働時間を比較したのですが、ここに記載していない全職種を単純平均すると2,211時間（産別北陸では2,377時間）となっており、長時間労働の実態は改善されていません（表1・図1）。

また、厚生労働省が発表した労

図1 バス運転者1人あたりの年間労働時間

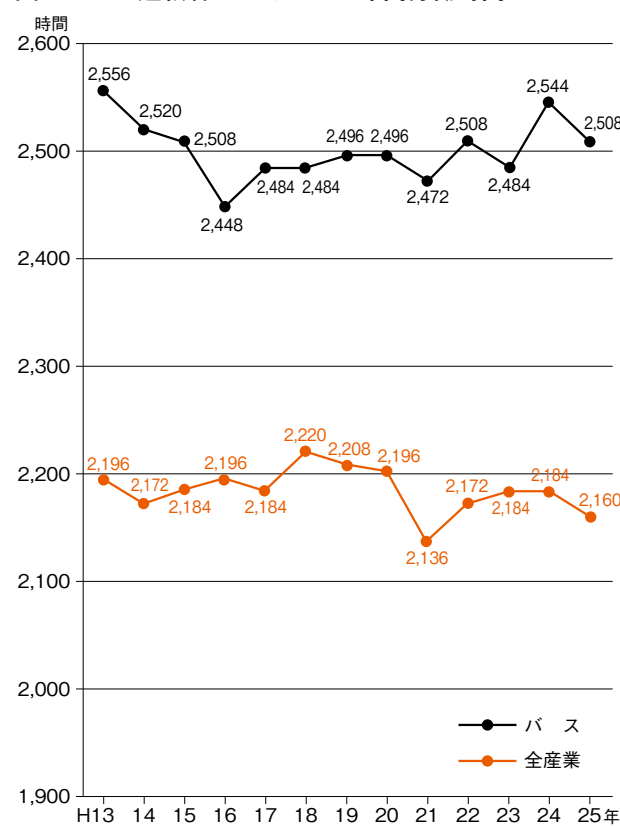


表1 2015年度年間総実働時間の職種別比較（時間）

職 種	中小私鉄平均	産別北陸平均
鉄 軌 道 運 転 士	2,141時間	2,421時間
乗 合 バ ス 運 転 士	2,347時間	2,571時間
貸 切 バ ス 運 転 士	2,346時間	2,369時間
本 社 事 務	2,098時間	2,147時間
単 純 平 均	2,233時間	2,377時間

※産別北陸地連「賃金・労働条件調査表」による

後さらに深刻化することが予想され、喫緊の最重要課題といえます。

とらわれない働き方の模索

キャリア形成促進助成金などの人材育成支援制度や、若年世代の雇用促進策のさらなる拡充など、助成と工夫も求めています。まずは先に挙げたように、職業運転士の特性である長時間労働を是正

するため、「働き方」を見直す必要があります。要があると考えています。

「働き方」を変えるためには、要員を満たさなければなりませんのでハードルは高いのですが、固定観念に囚われず、さまざまな考え方を否定しない努力も必要であると考えています。また女性が働きやすい職場環境という観点からは、男性中心の職場であった交通事業では対策が遅れています。女





一般ドライバーを呼び、有償で相乗り利用するというものであります。これは自家用車を使い、無許可でタクシー営業をする違法タクシーと同様で、日本では「白タク行為」と呼び、法律違反となります。また、先行している海外では、不特定な形のなかで相乗りのことから、犯罪が増えているとの警鐘も鳴らされています。

政府は新たな規制緩和として、

都市部での拡大を視野に、過疎地域などからの導入が検討されていましたが、この間の白タク合法化阻止の運動などにより、なんとか「ライドシェア」というビジネスモデル導入については回避しています。しかし、まだ議論は始まったばかりです。

政府は、特区法の改正で地域の合意がなくても運送の区域や、旅客の範囲を決められるように解釈



性の進出に向けた対策も真剣な議論が必要となっています。

地域交通の維持に専門性を

地域における「地域公共交通網形成計画」などの策定には、地方自治体間の公共交通に対する「温度差」が問題となっています。そもそも地方自治体毎に交通インフラに粗密がありますので、おしなべて同じスタイルと感覚でというわけにもいきません。

富山県においては、地域公共交通網形成計画を各自自治体も地域の交通関係者と連携しつつ、策定の

動きが加速しています。富山市においても、これまでのマスタープランの一部として案がまとめられ公表されています。

したがって、政策集団という側面を持つ労働組合としても、地方の市域交通を担う従事者の公共交通に対する専門性を活かし、より具体的な政策提案が必要となると考えています。

新たな課題、ライドシェア：

「ライドシェア」、その名の通り「クルマに相乗り」することでありますが、このところ急速に話題に上り始めました。

海外の事業者が10年ほど前からすすめているようですが、自家用車を使い一般の人が有償で不特定多数を運送する行為です。レンタカー会社などが運営する「カーシェアリングサービス」の会員が増え、他人と台所や浴室などを共有して暮らす「シェアハウス」もよく耳にするようになりました。若者世代を中心に「所有から利用」へとする考え方が定着しつつあることが伺えます。

しかし、「ライドシェア」は、



を変えました。これまでの「過疎地と福祉輸送に限定」とあった自家用有償旅客運送の原則もなし崩しとする内容です。

公共交通事業者と従事者は、その「安全輸送の確保」という高い責任性から、厳しいアルコールチェックを含む対面点呼をはじめ、車両の点検検査等が義務づけられています。「有償で誰でも相乗り運転できる」というものには監督省庁も問題が多いとしています。政府の力づくですすめる感が否めません。導入に興味を示す地方自治体が少なくなく、推進派のなかには有識者と呼ばれる方々も多く含まれています。

ライドシェア事業者は、地方を突破口にして、大きな利潤が見込まれる都市部での導入を諦めていないことなどから、すすみたい側に追い風との指摘もあります。運営協議会や地域公共交通会議における適正な運用、公平・公正性の確保、さらに安全が優先されるように注意が必要です。

おわりに

問題の範囲があまりに多く、走

り書きになりました。読みにくさには、お許しをいただきたくお願いいたします。

大都市や大手とは比較にならないくらい、地方の交通従事者の労働環境は非常に過酷となっています。それでも地場地域の公共交通を守るという使命感から、事業者と従事者の労使によって工夫してきました。

高い安全性とサービスが求められつつも、一方では公共交通従事者に対し「暴力」や「暴言」の被害も多くなり、それに晒されています。決して甘えるわけではありませんが、社会の目は寛容ではありません。

大切なことですが、責任感やプライドだけでは生活できません。悪化した過酷な労働条件は、ある意味、安全を脅かす素地を作る可能性も秘めています。先にご紹介したように、労使だけでは解決できない問題が非常に多く存在しています。

今回、このように皆さんに知っていたただく機会を頂戴しましたことに感謝し、今後も諦めずに運動を続けていくことを申し上げます。